

審議結果（令和 7 年度第 3 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 8 年 2 月 18 日（水曜日）18 時 30 分から 19 時 20 分まで

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室（オンライン併用）

出席者【会長・副会長等】

浅見 龍介委員【会長】、藤井 恵介委員、瀬谷 愛委員、森谷 美保委員、山崎 祐子委員、安室 知委員、鈴木 淳委員【副会長】、中島 圭一委員、長崎 潤一委員、寺前 直人委員、青木 敬委員、金子 弥生委員、倉田 薫子委員（13 名出席）

次回開催予定日

令和 8 年 7 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（事務局）

時間になりましたので、ただいまより令和 7 年度第 3 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。なお、本日の審議会につきましては、前回同様、対面の会議形式と web 会議形式の併用で開催させていただいています。

それでは、開会に先立ちまして定足数の確認をいたします。本日の審議会は、神奈川県文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づく定足数 9 名のところ、会場には 5 名、web 上では 8 名、計 13 名の委員の方に御出席いただいておりますので成立しております。

ここからの議事の進行は浅見会長にお願いいたします。

(浅見会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、(1)会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。

本日の議事につきましては、部会報告の後、協議事項が1件、報告事項が3件予定されています。これらのうち、協議事項アの「県指定重要文化財の指定の答申について」は、内部的に審議検討途中であること、また、報告事項アの「近世・近代の埋蔵文化財に係る意見聴取結果について」は未成熟情報であることから非公開としたいと考えています。

それ以外の報告事項については、公開とし、公開の方法は傍聴としますが、このことについて、御異議等はございますでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(浅見会長)

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。本日の傍聴者はおりますか。

(事務局)

傍聴者はありません。

(浅見会長)

傍聴者はいないとのことなので、このまま進めさせていただきます。

<議事概要箇所>

○部会報告について

各部会での協議内容等が報告された。

○協議事項ア 県指定重要文化財の諮問について

令和7年11月25日に開催された第2回文化財保護審議会において諮問された案件について、調査を付託された第1部会から調査結果が報告された後、協議が行われ、答申書が浅見会長から文化遺産課長に手交された。

○報告事項ア 近世・近代の埋蔵文化財に係る意見聴取結果について

近世・近代の埋蔵文化財に係る意見聴取結果について事務局から説明が行われた。

次に報告事項イ「国指定文化財の指定等について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

「国指定文化財の指定等について」です。報告資料2を御覧ください。

1 国指定史跡の追加指定についてです。

国の文化審議会は、令和7年12月19日(金曜日)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」「下寺尾西方遺跡」(茅ヶ崎市)について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申いたしました。なお、資料には記載が

ございませんが、昨日2月17日（火曜日）に官報告示がされましたので、次回の審議会におきまして、正式に御報告をさせていただきます。

現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件、内訳はカッコ内記載のとおりですが、本件は追加指定のため、件数に変更は生じておりません。

両史跡の概要については毎年度同様となりますので省略をさせていただきますが、下寺尾官衙遺跡群の今回の追加指定地は、下記指定範囲図の左側、並びに、2枚目の写真の①～⑦の7地点となります。

また、下寺尾西方遺跡の今回の追加指定地は、下記指定範囲図の右側、並びに、2枚目の写真の④～⑦の4地点となります。1 国指定史跡の追加指定につきましては以上です。

続きまして、調整・世界遺産登録推進グループの羽入より、国登録有形文化財の新規登録について御説明します。

報告資料2 3ページ目からの項番2を御覧ください。

文部科学省は令和7年11月17日付け官報において、「観山亭主屋」ほか1件を、登録有形文化財に登録する旨の告示を行いました。これにより、本県の国登録有形文化財（建造物）は、現在、累計で345件です。

新たに登録となった「観山亭主屋」「観山亭湯殿」は、箱根町に所在する国指定名勝「神仙郷」の敷地内にあり、神仙郷創始者の岡田茂吉の住まいだった建物です。詳細につきましては、令和7年度第1回文化財保護審議会にて御説明したとおりとなりますので、省略させていただきます。資料3ページ目を後ほど御覧ください。

このほか、現時点で国の文化審議会に答申された新規指定・登録候補はありませんが、新たに答申されましたら、今後の審議会にて御報告いたします。

報告事項イの説明は以上となります。

（浅見会長）

以上の報告について、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、次に、報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

（事務局）

「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」です。報告資料3を御覧ください。

令和7年11月1日から令和8年1月31日までの間に、現状変更等許可申請書を収受した県指定史跡・名勝江ノ島ほか9件について、次の表記載の理由から条件を付して許可しましたので、報告します。実施場所等、詳細は別紙を御参照ください。なお、担当の関係上、まず項番1、2、5、9、10を萩原より、その後、3、4、6、7、8を谷口より御報告させていただきます。

では、項番1、史跡河村城跡です。

例年御報告しておりますが、ロープ柵（馬場）設置のための現状変更申請です。

指定地内の大庭郭において、県指定無形民俗文化財「室生神社の流鏝馬」の公開事業に伴

い設置し、事業実施後に撤去するもので、ロープ柵は、径約 8 cm、長さ 120 cm の丸太杭を 3 m 間隔、地表下約 20 cm の深さまで地中に打設するものです。設置場所は現地表面から遺構面まで 50 cm の保護層が確保され設置も一時的であることから、遺構、景観への影響は軽微であると考えられます。施工にあたっては、山北町教育委員会職員（史跡担当）が立ち会うことを許可条件としています。

次に項番 2、史跡早川城跡です。

指定地内の木道の改修のための現状変更許可申請です。

部材交換に伴い幅 70 cm、地表下約 83 cm の掘削を行いますが、既存木道の設置時の掘削範囲内に収まるため、地下遺構への影響はなく、景観についても交換部材は同色を用い、規模等の変更も伴わないことから、影響は軽微であると考えられます。なお、施工にあたっては掘削が生じるため、綾瀬市職員（埋蔵文化財担当）が立ち会うことを許可条件としています。

次に項番 5、史跡稲荷前古墳群です。

指定地内の北西斜面において、令和 8 年度以降に行う斜面对策工事に伴い、樹木の伐採・伐根・伐開を行うもので、伐採・伐開については、掘削を伴わないため、地下遺構への影響は軽微であると考えます。

伐根については、各樹木の根の範囲に応じて周囲の最大直径約 2 m、最大掘削深度 2 m までの掘削が想定されますが、地上高 45m 以上では、過去の史跡整備の際の試掘調査で古墳墳丘部及び周溝の分布が確認されていることから、実施はしません。地上高 45m 以下については実施をするものの、過去の試掘調査や地形状況などから関連遺構が分布している可能性は極めて低いと考えられます。以上のことから地下遺構への影響に配慮した計画であり、景観についても史跡の整備・維持管理上、必要な行為であると考えられます。

なお、施工にあたっては、横浜市教育委員会職員（埋蔵文化財担当）が立ち会うことを許可条件としています。

次に項番 9、天然記念物神奈川県立小田原高等学校の樹叢です。

枝葉が道路に延伸しているため枝打ちを行うもので、落枝により、隣接する道路の車の通行や民家に支障をきたす恐れがあり、安全管理・維持管理上、許可はやむを得ないと考え許可をいたしました。施工にあたっては、小田原市職員（天然記念物担当）が立ち会うことを許可条件としています。

次に項番 10、天然記念物鶴巻の大櫨です。

令和 7 年度に二度にわたり太枝が落枝したため、かながわ樹木医による診断を行い、樹木全体の軽減化を目的とした枝打ちを行うもので、安全管理・維持管理上、許可はやむを得ないと考えられます。施工にあたっては、秦野市職員（天然記念物担当）が立ち会うことを許可条件としています。

項番 1・2・5・9・10 については以上です。

引き続き、谷口から項番 3 から御説明いたします。

項番 3、史跡・名勝江ノ島の現状変更、駐車場整備です。

これは江の島の東側、かつて県立かながわ女性センターの除却後、長らくイベント会場や駐車場として使っていたものです。駐車場の事業者変更により、江ノ島電鉄に変わったことで、関連機器を設置していますが、今回新たにゲート一箇所分の関連機器を新たに設置する

というものです。

元々、ここは埋立地であるため、地下遺構への影響はなく、機器のデザイン、色調も問題ございません。当該地の正式事業決定の際には全て撤去されることで、景観への影響も一時的、軽微であると判断しました。

許可条件には、藤沢市教育委員会職員(史跡・名勝担当)が立ち会うこととしています。また、正式事業の事業者が決定したということですが、具体的な内容については、今後示されるということなので、その際は本審議会で協議・御報告させていただく予定です。

続いて、項番4、同じく史跡・名勝江ノ島で、こちらは倉庫設置となります。

これは、江の島の台地の上の既存店舗前に新規券売機を収納するための小規模倉庫を設置するものです。パワーポイント資料にあるように小さい券売機2台を取り囲むような倉庫を設置します。

元々の既存建物内のものであり、景観への影響は軽微であり、また、17cm程度の掘削は伴いますが既存の路盤内に納まるため、地下遺構への影響も軽微であると判断し許可したものです。許可条件は同じく藤沢市教育委員会職員(史跡・名勝担当)が立ち会うこととしています。

続きまして、項番6、天然記念物五霊神社の大イチョウとその周辺の樹木 タブノキの伐採です。こちらは、昨年、一昨年に大イチョウの樹木の伐採がありまして、その際に残っていた4mほどのタブノキ1本が枯れてしまい、倒木の恐れがあるため伐採はやむを得ないと判断し許可したものです。実施にあたっては、逗子市教育委員会職員が立ち会うものとしています。

次に項番7、8は内容的には同じものです。相模原市緑区牧野(旧藤野町)は全域が「天然記念物 ギフチョウとその生息地」として指定されていますが、近年、ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイの鹿の食害が顕著であるということで、ギフチョウも急激に減少しているという事態となっています。

そのため、相模原市が、指定地内のカンアオイ植生地周辺に食害防護柵を設置いたしました。これは図の右上の方に模式図があるのですが、ぐるっと完結するようになっており、カンアオイの植生地内に鹿が入れないようにしています。図ではわかりづらいのですが、南側の急斜面地に総延長300mほどの鹿防護柵を設置するもので、小規模のものを含め計3箇所設置しています。実施にあたっては、相模原市教育委員会職員(天然記念物担当)が立ち会うこととしています。

項番8も同様のものですが、申請者が異なり、地元のカンアオイを守る会から申請されたものです。内容としてはほぼ同じもので、民間団体が民間助成金を活用して防護柵を設置したものです。外周約250mのものが最大規模で、それより小さいものを2箇所設置しています。やはりカンアオイの生えている日当たりのよい南側の斜面に設置します。

私も1回目の設置の際に立ち会いましたが、現地には鹿の糞が散らばっており、かなり草が食い尽くされているような状況が見られましたので、こういった対策が必要だと感じました。

報告は以上です。

(浅見会長)

以上の説明について、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

ではまた、私から。ただ今の御報告で鹿の話がありましたが、旧藤野町では熊なんかも出たりするのでしょうか。

(事務局)

基本的にはスギ、ヒノキの植林地帯で人工林となっているため、熊が食べるような木の実はあまり落ちておりませんでした。ただ、植林が広いとカンアオイも育たないので、部分的に日当たりのよい場所をカンアオイの植生地としていますが、それさえも鹿に食い尽くされている状況です。

(藤井恵介委員)

それに関連して伺いたいのですが、日本中どこでも鹿が増えて問題になっているようです。文化財被害という観点で鹿の被害はこれぐらいでしょうか。

(事務局)

農業方面で色々な被害を耳にしていますが、文化財関連ではギフチョウが大きな被害を被っている状況です。

また、箱根旧街道に一里塚があるのですが、一里塚が鹿やイノシシに掘り起こされるといふ被害が近年発生しています。

市町村レベルでは他にも被害が生じているのかもしれませんが、県で把握しているものは以上となります。

(山崎委員)

例えば大磯町なんかではイノシシが遺跡の入口のところまで掘り返してしまうというのがずっとあって、丹沢の方から大磯まで押し寄せてくるということを知っています。漁網を敷くとイノシシの足に絡まって嫌がるということでもずいぶん前の調査報告により対策していたようですが、それもイノシシが慣れてきてしまい、クリアしてしまっているようです。もしかすると鹿とイノシシだと文化財として別の被害が出てくるのではないかと。県の指定地では報告がないかもしれませんが、イノシシで困っていることはあるのではないかと思います。

(浅見会長)

駆除という対策は文化財所管では難しいですね。

(事務局)

県の自然環境保全課やその出先の自然環境保全センターがございますので、文化財被害が発生するような場合は、そういった部署と連携して対策を講じていければと思います。

また、イノシシですが、近年、豚熱の流行でイノシシが減り、その分、鹿が増えるといった話を聞いたことがあります。

(浅見会長)

よろしいでしょうか。それでは以上で予定していた議題については、終了いたします。
次に「その他」ですが、委員の皆さん何かありますでしょうか。
特になければ事務局にお戻しいたします。

(事務局)

事務局から次回の開催予定について御案内いたします。次回、令和8年度の第1回の審議会は7月頃の実施を予定していますが、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、令和7年度第3回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。